

# 学校法人京都成安学園行動計画

【改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

## 1 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

## 2 内容

目標1 令和5年3月31日までに、年次有給休暇取得日数を令和元（平成31）年度比で10%増加させる。

### 【目標達成のための対策】

計画期間中をとおして、夏期特別休暇及び年末年始休暇期間の前後を中心として設定している「年次有給休暇取得奨励日」を引き続き設定するとともに、令和2年4月から順次その日数を増加することで、年次有給休暇の取得を促進する。

目標2 令和3年1月1日までに、子の看護休暇及び介護休暇を時間単位で取得できるようにする。

### 【目標達成のための対策】

育児・介護休業法施行規則等の改正を受け、令和3年1月1日までに子の看護休暇及び介護休暇を時間単位で取得できるように就業規則を変更する。

目標3 令和2年度中に所定外労働を削減するため「ノー残業デー」を導入するとともに、働き方改革の工夫、意識改革などの取り組みを進める。

### 【目標達成のための対策】

令和2年4月から「ノー残業デー」の導入に向けたヒアリングなどを行い、令和2年度中に「ノー残業デー」を設定する。

【学校法人京都成安学園 令和2年3月17日 策定】